

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年12月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. デリー高等裁判所は、拘束力を有する判例又は1961年所得税法の規定に優先しないことを確実にするために、中央政府が「所得の計算及び開示に関する基準(Income Computation and Disclosure Standards: 以下「ICDS」)」¹を通知する権限につき判決を下した²

インドの法人税の計算上、1961年所得税法第145条(2)は、「事業所得(Profits and Gains from Business and Profession)」又は「その他の所得(Income from Other Sources)」に該当する納税者の課税所得は、現金主義又は発生主義のうち、いずれか納税者が通常採用している方法に基づき計算されるものとして定めている。同法はまた、中央政府に対して、課税所得の計算上、従うべき基準を定める権限³を付与している。

近頃、直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」)は、会計基準、在庫、収益認識、有形固定資産等の幅広い項目につき10件のICDSを通知した。これらのICDSは、2016/17年度以降の所得の計算につき適用される。

一部の基準について、判例又はインド国内税法の規定との整合性に欠けていたため、納税者及び団体から様々な懸念が提起されていた。この点につき、高等裁判所に対して1961年所得税法及び基準の憲法上の有効性につき令状の申請を行った組織⁴がある。

高等裁判所は最近、ICDSの一部及びその他のICDSのいくつかの項目は1961年所得税法の規定の権限を

越えている及び／又は最高裁判所が定めた確立した法に反するとして、これらを無効と判断している。

上記は1つの州における高等裁判所の判決にすぎないため、この判決の貴社への影響については、専門家にご相談いただきたい。

詳細については、こちらの[資料](#)(デロイトインドウェブサイト(英語、PDF))を参照。

2. インド国外で株式又は持分の償還を行う際の間接譲渡規定の適用可能性の明確化⁵

2012年、政府は国内法を遡及的に改正し、インド国外企業の株式又は持分の譲渡益は、当該株式又は持分が(直接又は間接的に)インドにおける資産から実質的に価値を得ている場合において、インドにおいて課税対象となる旨を定めた。この規定は、一般に「間接譲渡」規定といわれる。

インドで投資を行う投資ファンド(多層構造のプライベートエクイティファンド及びベンチャーキャピタルファンドを含む。)から、インド国外での償還又は買戻しの際に行われる同一の収益に係る二重課税⁶に関する懸念が提起された。

2017年財政法の改正により、カテゴリーI及びカテゴリーIIの外国ポートフォリオ投資家(FPI)は、間接譲渡規定を免除された。

1 ICDSは、1961年所得税法第145条(2)を通知した。2016年9月26日付通達 No. 87/2016 参照

2 The Chamber of Tax Consultants & ANR vs. Union of India & ORS [WP.(C) 5595/2017 & CM APL 23467/2017]

3 この権限は、CBDTに委託されている。

4 税務及び法務の専門家をメンバーとする任意 NPO 団体

5 2017年11月7日公表の Circular No. 28/2017 参照

6 この二重課税は、まずインドにおけるファンドのレベルで(法人所得税／キャピタルゲインに対して)行われ、さらに当該多層構造からなる投資の各上位レベルでの償還又は買戻しについて行われる。

直接税中央委員会は、株式又は持分の償還に係る間接譲渡規定は、以下に該当する場合には適用されないことを明示している。⁷

- 特定ファンドの非居住者が間接的に保有する株式又は持分が、インド国外の投資の上位レベルにおいて償還され、その結果、特定ファンドがインドにおいて保有する株式又は証券が譲渡される場合
- 株式／持分の譲渡益が、インドにおいて課税対象となる場合

また、上記の便益は、以下の場合にのみ適用されることも明示されている。

- 非居住者が負担する償還又は買戻し代金が、インドにおける株式又は証券の譲渡から特定ファンドが現金化する対価の総額に対する非居住者の按分負担額を上回らない場合
- 特定ファンドに直接投資を行う非居住者が、現在の1961年所得税法の規定により引き続き課税対象である場合

3. みなし輸出⁸

物品サービス税(Goods and Services Tax: 以下「GST」)法は、政府が一定の供給をみなし輸出(インド国外に渡らない物品の供給及び物品に関する支払は、インドルピー又は自由外国為替により受領される)として取り扱うことを通知することを認めている。これに従い、中央政府は、一定の条件を充たすことを条件として、一定の供給をみなし供給取引として取り扱うことを通知している。以下の取引は、みなし供給取引として取り扱われる。

- 事前認可スキームに登録した者による物品の供給
- 輸出促進のための資本財輸入スキーム(Export Promotion Capital Goods:EPCG)に係るライセンスに登録した者による資本財の供給
- 輸出志向型企業(Export Oriented Unit)に登録した者による物品の供給
- 事前認可スキーム対象となる銀行又は公営企業(Public Sector Undertaking)⁹による金の供給

4. 手動による GST 還付金の請求¹⁰

証書又は確約証に基づく税金の支払なく物品又はサービス又はその両方を輸出する場合に、GST 登録者は仕入税額控除(input tax credit)の還付請求を行うために、事前にフォーム GST RFD-01 で電子申請を行わなければならない。

政府は、早期通関手続を期待して、輸出業者が税務署長に対して手動で GST 還付請求を提出することを認め

ている。したがって、GST 法が変更され、当該請求を行うための FORM GST RFD-01A の様式が定められた。

5. 物品供給に係る前受金は非課税¹¹

従前¹²、政府は、年間総売上高が 1,500 万インドルピーを下回る中小企業に対する物品供給に係る前受金に対する GST を廃止していた。

しかしながら、通達がさらに変更され、年間総売上高にかかわらず、すべての登録者が免除対象となる。したがって、政府は、物品供給に係る前受金に対する GST の支払の規定を廃止した。

7 2017 年 11 月 7 日公表の Circular 参照

8 2017 年 10 月 18 日付 Central tax: 通達 No. 48/2017 及び No. 49/2017

9 2017 年 6 月 30 日付 Customs: 通達 No. 50/2017(修正済み)に特定される。

10 2017 年 11 月 15 日付 Central tax: 通達 No. 55/2017

11 2017 年 11 月 15 日付 Central tax: 通達 No. 66/2017

12 2017 年 10 月 13 日付 Central tax: 通達 No. 40/2017 による。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001